

商品概要説明書

積立式定期貯金<エンドレス型>

(平成 25 年 3 月 1 日現在適用中)

商品名	・積立式定期貯金<エンドレス型>
ご利用いただける方	・個人および法人（団体を含む。）
期間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・自動振替により、1 か月、2 か月、3 か月、6 か月のいずれかの積立周期により預入いただけます。なお、随時に預入いただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大 6 回まで増額月を設定できます。 ・1 回あたり 1 円以上 ・1 円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の約定利率を適用します。 <p>(個人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 <p>(法人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期貯金<単利型>または大口定期貯金の計算方法を適用します。 <p>個人のお客さまは 20% (国税 15%、地方税 5%) ※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。</p> <p>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間は、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に J A 所定の利率を上乗せした利率) ・個人のお客さまはマル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は JA の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの) を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、J A 本支店 (所) または担当部署にお申し出ください。</p> <p>苦情申出先につきましては、J A バンク熊本ホームページ「熊本県内 J A 苦情申出先」 (http://kumamoto.jabank.org/support/kinyuadr/) をご覧ください。</p> <p>J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、熊本県農業協同組合中央会が設置・運営する熊本県 J A バンク相談所 (電話：0120-421-080) でも、苦情等を受け付けております。</p>

	<p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA担当部署または熊本県JAバンク相談所にお申し出ください。 熊本県弁護士会(紛争解決センター) 電話：096-325-0913</p>
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。